

令和8年度採用 福岡市障がい者相談専門員 (会計年度任用職員)募集案内

1 募集受付期間

令和7年12月1日(月)～令和7年12月19日(金)【必着】

2 募集内容

募集区分	障がい者相談専門員
採用予定人員	4人程度(東区、中央区、早良区、西区) ※採用予定人員は、変更になることがあります。
職務の概要	各区(東区、中央区、早良区、西区のいずれか)の保健福祉センター福祉・介護保険課障がい者福祉係で、障がい児・者の福祉サービスに関する相談、申請受付及び交付業務等に従事します。
勤務地	各区(東区、中央区、早良区、西区のいずれか)の 保健福祉センター福祉・介護保険課
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用(翌年度も採用)を4回まで行うことがあります。 ※65歳に達した職員が任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。
受験資格	(1) 以下の①～⑦のいずれかの資格又は経験を有する人 ①介護支援専門員 ②相談支援専門員 ③看護師 ④保健師 ⑤社会福祉士 ⑥精神保健福祉士 ⑦行政機関で3年以上の相談業務従事 (2) 年度を通して職務に従事できる人 (3) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。 ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ②福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 (4) 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する(見込みがある)人

3 選考試験の日時、会場、内容

選考	日 時	会 場	内 容
一次試験	令和8年1月16日（金） 午前10時30分開場 午前11時開始	西区役所 3階 大会議室B (福岡市西区内浜一丁目4-1)	筆記試験 30分 (障がい福祉施策に関する知識等(「2025 福岡市の障がい福祉ガイド」の内容を中心に出题))
二次試験	令和8年2月5日（木） 集合時間は一次試験の合格者に文書でお知らせします。	中央区役所 3階 中会議室 (福岡市中央区大名二丁目5-31)	面接試験

(注1) 一次試験当日に持参するもの

- ・受験通知 ・筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）及び消しゴム）

(注2) 「2025 福岡市の障がい福祉ガイド」は各区福祉・介護保険課障がい者福祉係の窓口で配布しています。なお、同ガイドのデータは、福岡市ホームページにも掲載しています。

(掲載箇所)

福岡市ホームページトップ > 健康・医療・福祉 > 福祉・障がい者 > 障がいのある方 > 福岡市の障がい福祉 > 福岡市の障がい福祉ガイド（令和7年度）

(注3) 試験会場は変更になる場合がありますので、受験通知にてご確認ください。

4 合格発表

(1) 一次試験

令和8年1月26日（月）午前10時に福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に郵送で通知します。

(2) 二次試験

令和8年2月16日（月）午前10時に福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に郵送で通知します。

5 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、令和9年3月31日までに登録期間とする障がい者相談専門員採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載されます。

(2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。

(3) 採用候補者名簿に登載されても必ずしも採用されるとは限りません。また、欠員など必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります（欠員が生じた場合は、採用候補者名簿の中から随時採用を行います）。

(4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

6 勤務条件等

勤 務 日	週5日勤務（月曜日～金曜日） 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休み
勤務時間	週の勤務時間：27時間30分 原則、①9時から15時30分まで、②9時30分から16時まで、③10時から16時30分まで、④10時30分から17時まで、のいずれかを割り振ります。 ※9時から18時までの間において勤務時間を割り振る日があります(休憩時間60分)。

給与	月額 184,231 円～195,863 円（地域手当を含む。）（令和 7 年度実績） ※採用日前 10 年間にについて、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職した期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。
期末・勤勉手当	年 2 回（6 月、12 月）在職期間・勤務成績及び勤務期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月 55,000 円まで（令和 7 年度実績））。
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇（1 年間に最大 20 日）を付与します。 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償をします。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）。
その他	・給与等支給日：毎月 20 日 （ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月 20 日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

7 応募手続

（1）申込書の配布

申込書は、福祉局障がい者部障がい企画課（福岡市役所 12 階）、情報プラザ（福岡市役所 1 階）、各区保健福祉センター福祉・介護保険課、各区役所情報コーナー、入部・西部出張所で配布します。

（2）受験申込受付期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）～令和 7 年 12 月 19 日（金）【必着】

（3）申込方法・提出先

提出書類一式を一つの封筒に入れ、封筒の表に「相談専門員受験申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録郵便又は簡易書留で郵送してください。特定記録郵便又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。

（提出先）

〒810-8622

福岡市中央区大名二丁目 5－3 1

福岡市中央区保健福祉センター 福祉・介護保険課 障がい者福祉係

（4）提出書類

①申込書

※申込書の「記入上の留意点」をよく読んで、太枠内すべての項目を記入してください。

※申込書には必ず写真を貼付してください。

②受験資格の確認書類（資格に応じて下記に記載のある必要書類を同封してください。）

◆介護支援専門員：介護支援専門員証の写し

※顔写真・有効期間等が記入されているもの。

※介護支援専門員証の有効期間が令和 7 年度末までに満了する人は、更新研修等の修了証明書の写しを、これから更新研修等に参加する人は研修申込書の写しを同封してください。
また、既に介護支援専門員証の交付申請をした人は、交付申請書の写しを同封してください。

- ◆相談支援専門員：相談支援従事者初任者研修又は現任研修を修了した旨の証明書の写し及び実務経験（見込）証明書原本と実務経験年数集計表
- ◆看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士のなかで該当する免許証等の写し
- ◆行政機関で3年以上の相談業務従事経験がある人：申込書に記入してください。

※受験通知は令和8年1月9日（金）までにお届けします。届かない場合はご連絡をお願いします。

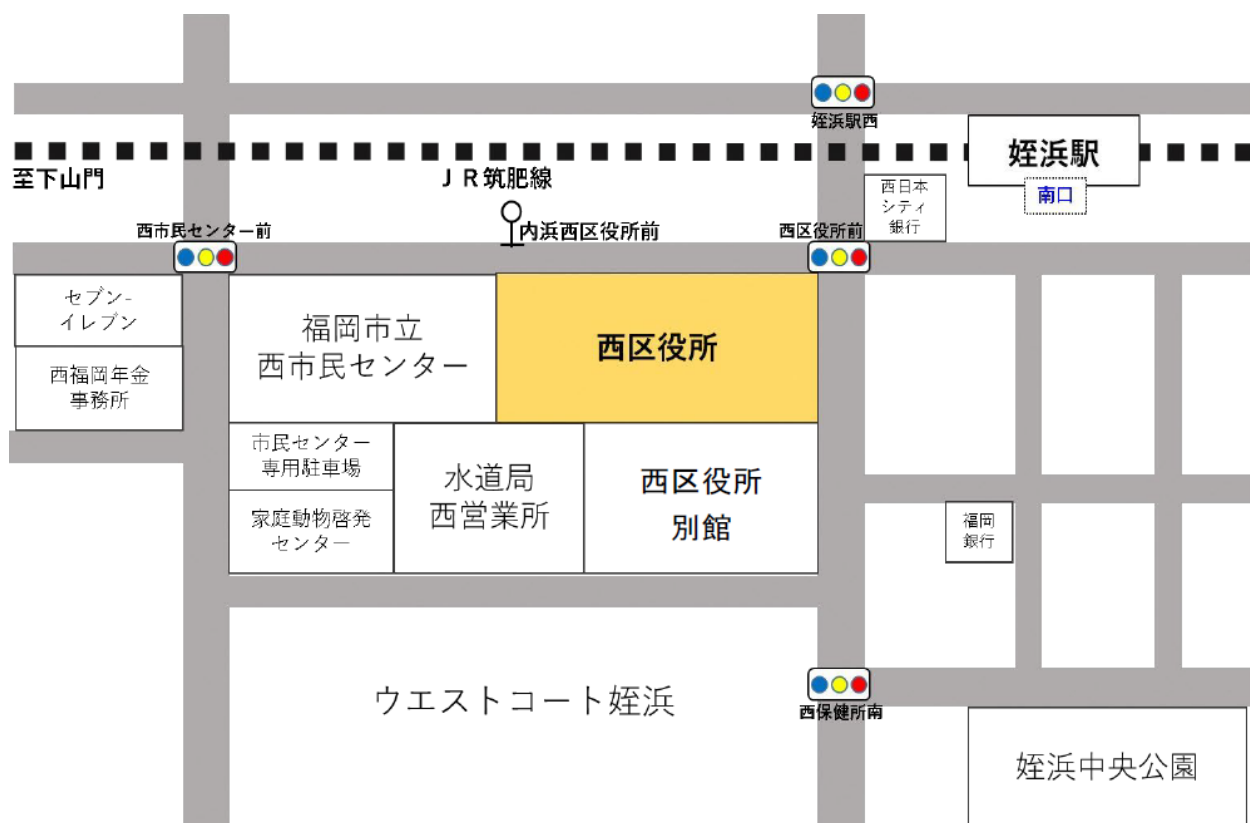
※提出された応募書類は、一切返却しません。

※申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。

※試験成績については、本人に限り、合格発表後1か月間、開示の請求を行うことができます。

※試験会場（中央区役所）館内は全面禁煙です。

8 第一次試験会場（西区役所）案内図



申込書等の郵送先

福岡市中央区保健福祉センター 福祉・介護保険課 障がい者福祉係
〒810-8622 福岡市中央区大名二丁目5-31

お問い合わせ先

東区	福祉・介護保険課	TEL (092) 645-1067	FAX (092) 631-2191
中央区	福祉・介護保険課	TEL (092) 718-1100	FAX (092) 715-5010
早良区	福祉・介護保険課	TEL (092) 833-4353	FAX (092) 831-5723
西区	福祉・介護保険課	TEL (092) 895-7064	FAX (092) 881-5874

※ 試験問題の内容に関することはお答えできません。